

男鹿市地域防災計画修正の概要

令和7年3月

1. 修正の趣旨

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、男鹿市防災会議が作成する計画であり、男鹿市にかかる防災に関し、関係機関が災害予防、応急対策及び復旧・復興に至る一連の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定するものである。

令和6年度は、災害時に高齢者、障害者等が被害を受けていることを鑑み、避難行動要支援者への避難行動の促進、避難情報の適切な発令など、「災害対策基本法」等の関係法令の改正を踏まえ修正された「防災基本計画」及び令和5年7月の大雨被害の教訓等を踏まえた「秋田県地域防災計画（第20次修正）」との整合性を図るほか、令和6年能登半島地震を踏まえ、孤立が発生した場合における陸路以外の物資の輸送、衛星通信を活用した情報収集の体制強化、避難所運営では在宅避難者や車中泊する避難者への支援など、半島地域における本市の特性を踏まえた防災・減災対策の強化を一層推進するため修正を行う。

2. 主な修正内容

（1）能登半島地震の経験を踏まえた孤立化対策の強化

- ①海路や空路を活用した輸送や道路管理者やインフラ事業者との連携強化
- ②避難所生活を健康に過ごす体制整備や福祉的な支援の充実・明確化

（2）避難行動要支援者への避難行動の促進

- ①個別避難計画作成の努力義務化
- ②個別避難計画に記載された情報を目的以外のために内部で利用できることとする

（3）避難情報の見直しに関する適切な発令

- ①住民に伝わりやすいよう避難指示を一本化
- ②高齢者等が避難すべきタイミングである旨をわかりやすく規定

（4）その他近年の災害対応を踏まえた所要の修正等

- ①災害リスクのある地域住民や要配慮者施設を対象とした防災教育及び避難訓練の実施
- ②安否不明者の氏名の公表に向けた手続き等の整理や情報収集と氏名等の公表
- ③各防災拠点で業務継続性確保のための非常用電源を72時間以上稼働できる燃料等の確保の促進
- ④地方公共団体との応援協定等による広域応援体制の整備、強化
- ⑤NPO・災害ボランティアセンター等の連携による情報共有会議の整備及び強化
- ⑥道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者による緊急通行車両の通行確保
- ⑦集中的な大雪時の道路除雪等の対策強化及び冬季間における車両運転者の防災知識の普及促進